

石狩市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と社会福祉法人石狩市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、石狩市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、石狩市地域防災計画に基づき設置するセンターの運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（センターの設置及び運営）

第 2 条 甲は、石狩市災害対策本部を設置し、災害ボランティアの活動調整等を実施する組織設置が必要と認めたときは、乙と協議の上、センターを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（センターの設置場所）

第 3 条 センターは、石狩市総合保健福祉センター（りんくる）に設置する。ただし、災害の状況等によりこれらの施設に設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別途センターを設置するものとする。

（センターの業務）

第 4 条 センターが運営する業務は、別途、乙が作成する「石狩市社会福祉協議会防災計画兼災害ボランティアセンター運営マニュアル」によるものとし、主に次のとおり業務を遂行する。

- （1）災害ボランティアの受入れ、活動指示に関すること。
- （2）その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（センターの設置及び運営の要請）

第 5 条 甲は、乙にセンターの設置及び運営を要請するときは、設置の日時、場所及び運営に必要な事項を明記し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（関係団体との協力体制）

第 6 条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び地域の自主防災組織や消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれらの団体との連携に努めなければならない。

(資機材等の確保)

第 7 条 甲及び乙は、協力してセンターの運営に必要な資機材及び災害ボランティア活動に必要な物資並びに活動場所を確保する。

(費用負担)

第 8 条 第 4 条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

- 2 前項に掲げる費用のうち、乙が業務終了後も継続して使用する備品等にかかる費用は、甲乙協議の上、甲乙の負担分を決定する。
- 3 乙は、費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。
- 4 費用の支払い方法は、甲乙協議して別に定める。

(情報共有)

第 9 条 甲及び乙は、センター運営を円滑に行うため情報共有に努めるとともに、石狩市災害対策本部に乙の職員をオブザーバーとして参加させるものとする。

(補償)

第 10 条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

- 2 前項のボランティア活動保険の加入にかかる費用は、ボランティア自身の自己負担とする。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適切に管理するものとする。

(閉鎖)

第 12 条 甲及び乙は、被災者の災害に伴うニーズから日常的なニーズへの移行状況及び福祉関係機関・関係団体の災害対応業務から日常業務への移行状況並びに生活復興支援状況等によりセンター運営の必要性がなくなったと判断したときは、センターを閉鎖する。

(有効期間)

第 13 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、当該期間が満了する 1 ヶ月前までに、甲及び乙から協定の解除等の意思表示がないときは、更に 1 年間

延期されるものとし、以後この例によるものとする。

(協議) 本協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月15日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤 龍 幸

乙 石狩市花川北6条1丁目41番地1
社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

会 長 北 原 益二郎